

## 「塩尻市、信州大学医学部、塩筑医師会及び塩筑歯科医師会との連携に関する協定書」の更新に係る合意書

塩尻市（以下「甲」という。）、信州大学医学部（以下「乙」という。）、塩筑医師会（以下「丙」という。）及び塩筑歯科医師会（以下「丁」という。）は、平成26年8月19日に締結した「塩尻市、信州大学医学部、塩筑医師会及び塩筑歯科医師会との連携に関する協定書」（以下「協定書」という。）について、協定書第5条の規定に基づき、令和6年8月18日の有効期間満了後、次の条件により更新することを合意する。

### （有効期間）

- 1 更新後の有効期間は、令和6年8月19日から令和10年8月18日までの4年間とする。

### （甲、丙又は丁の解除権）

- 2 甲、丙又は丁は、次の各号のいずれかに該当する場合は、有効期間内においても協定書を解除することができる。
  - (1) 乙が、有効期間内に協定書第1条に定める研究（以下「研究」という。）を完了しないとき、又は完了する見込みがないと認めるとき。
  - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、協定書の履行又は研究の実施に当たり不正な行為をしたとき。

### （乙の解除権）

- 3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、有効期間内においても協定書を解除することができる。
  - (1) 甲が、研究を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。
  - (2) 甲、丙又は丁の責めに帰すべき理由により、研究が継続不可能となったとき。

### （厚生労働省実証事業への協力）

- 4 乙は、研究に関連して、有効期間内に厚生労働省が実施する「歯科保健サービスに関する実証事業」に協力することができる。この場合において、甲、丙及び丁は、協定書の目的に反しないと認められる場合に限り、乙と共に当該実証事業

に協力することができる。

甲、乙、丙及び丁は、協定書の更新に係る合意を証するため、本合意書を4通作成し、各自1通を保有する。

令和6年8月19日

甲 塩尻市大門七番町3番3号

塩 尻 市 長

百 瀬

敬



乙 松本市旭三丁目1番1号

信州大学医学部長

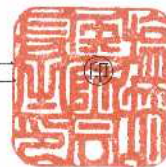
奥 山 隆 平



丙 松本市深志一丁目4番8号

塩 筑 医 師 会 長

宮 原 秀 仁



丁 塩尻市大門一番町12番2号

塩筑歯科医師会長

細 川 安 伸



塩尻市国保特定健診事業に併せて信州大学医学部が実施する「歯科疾患と全身の健康状態の関連及び歯科保健指導による生活習慣病改善効果の研究」の運営及び情報管理に関する覚書

---

塩尻市（以下「甲」という。）と信州大学医学部（以下「乙」という。）は、平成26年8月19日に締結し、令和6年8月19日に更新した「塩尻市、信州大学医学部、塩筑医師会及び塩筑歯科医師会との連携に関する協定書」（以下「協定」という。）に基づき、乙が行う「歯科疾患と全身の健康状態の関連及び歯科保健指導による生活習慣病改善効果の研究（以下「研究」という。）」について、甲と乙が相互に連携・協力し、国保特定健診に係る健診結果の情報及び国民健康保険及び後期高齢者医療保険の診療に関する情報（以下「健診結果情報等」という。）を適切に管理及び保護するため、次のとおり覚書を交わす。

（施設の提供等）

第1条 甲は、乙の研究のための歯科健診の場所として、甲の国保特定健診の施設を提供する。

（計画書の提出）

第2条 乙は、研究を実施する年度の国保特定健診（集団健診）の実施前までに、当該年度の研究に関する計画書を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

2 乙は、当該年度の研究に関する報告書を甲に提出するものとする。

（委託の禁止等）

第3条 乙は、研究を第三者に委託することができない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、委託することができるものとする。この場合において、乙は当該第三者に本覚書と同等の守秘義務を遵守させなければならない。

（実施体制）

第4条 乙は、研究の実施に必要となる研究員等の人員体制及び研究のための費用を確保し負担するものとする。

（知的財産権の帰属等）

第5条 研究により発生した知的財産権は、原則として乙に帰属する。

2 乙は、協定若しくはこの覚書によって生ずる権利又は義務を、甲の書面による承認を得ることなく、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(健診結果情報等の提供)

第6条 甲は、乙の研究のために、健診結果情報等のうち、本人の同意を得たものに限  
り、提供することができる。

2 乙は、甲が提供する健診結果情報等を研究の目的にのみ利用するものとし、それ以  
外の目的に利用してはならない。

3 乙は、甲から提供された健診結果情報等を第三者に提供してはならない。

4 前項の規定にかかわらず、乙は、令和6年8月19日に変更した協定の更新に係る  
合意書に記載された厚生労働省実証事業の委託業者に限り健診結果情報等を提供す  
ることができる。この場合において、当該情報は、特定の個人を識別できない形式と  
する。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、甲が提供する健診結果情報等に係る情報を甲の承認を得ることなしに複  
写又は複製してはならない。

(安全対策措置)

第8条 乙は、研究を遂行するに当たり、甲から提供された健診結果情報等を適正に管  
理し、健診結果情報等の紛失、破壊、改ざん、漏えい又は不正なアクセスの危険に対  
して、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする。

(守秘義務等)

第9条 乙は、本覚書に基づき研究を遂行するに当たり、個人情報保護の重要性を認識  
し、研究の遂行に当たっては、塩尻市個人情報保護条例（平成10年塩尻市条例第6  
号。）及び塩尻市情報セキュリティポリシー並びに個人情報保護に関する法令、国が  
定める指針及びその他の規範を遵守し、業務の遂行上知り得た甲の機密を他に漏らし  
てはならない。特に個人情報の取扱いについては最大限の注意を払い、研究の目的外  
に利用してはならない。

2 乙は、個人情報を機密事項として保持し、事前に書面による甲の承認を得ることな  
く、第三者に開示、提供してはならない。

3 本覚書における守秘義務は、本覚書の有効期間終了後も存続するものとする。

(責任者の設置)

第10条 乙は、あらかじめ研究における責任者を指名し、甲に書面により報告するも  
のとする。

2 前項の責任者の変更があったときは、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

(取扱者の設置等)

第11条 乙は、研究を遂行するに当たり、甲から提供された健診結果情報等を取り扱  
うことができる者（以下「取扱者」という。）を研究の遂行上最小限に限定し、それ



以外の者に取り扱わせてはならない。

- 2 乙は、甲に書面により取扱者を報告するとともに、取扱者に対して、あらかじめ健診結果情報等の紛失、破壊、改ざん、漏えい又は不正なアクセスを行わないことを十分認識させなければならない。
- 3 乙は、甲から要求があった場合は、前項の措置を講じたことについて誓約書等を提示することにより明らかにしなければならない。

#### (立入検査)

第12条 甲は、乙に対して研究における健診結果情報等の取扱い及び保護状況について、随時報告を求めることができ、必要に応じて、乙の研究室等に立ち入り、検査することができるものとする。

#### (事故報告)

第13条 乙は、甲から提供された健診結果情報等に関し、第三者から苦情又は問い合わせを受けた場合、その他これに関連した事故が発生した場合又は発生する恐れがあるときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

- 2 第三者からの苦情、又は問い合わせについて、乙は、甲の指示に従うものとし、甲の事前の承諾なしにこれに回答してはならない。

#### (損害賠償等)

第14条 乙又は乙の研究員その他乙の管理下にある者が、研究において甲に損害を与えた場合又は甲が提供した健診結果情報等の全部若しくは一部を不当に開示、漏えい、提供等をした場合若しくは研究の目的外に利用、提供等した場合は、甲は、乙に対して、損害賠償及び甲が必要と認める措置を請求できるものとする。

#### (有効期間)

第15条 この覚書の有効期間は、協定の期間とする。

#### (協議)

第16条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

この覚書の成立を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和6年8月19日

甲 塩尻市大門七番町3番3号

塩 尻 市 長 百 瀬



乙 松本市旭三丁目1番1号

信州大学医学部長 奥 山 隆 平

